

## かがわ地方創生SDG s 登録制度Q&A

(令和5年5月31日版)

### 【制度の趣旨等について】

Q1 「かがわ地方創生SDG s 登録制度」はどのような制度ですか。

A SDG sの達成に向けて取り組む地域事業者等を登録し、その取組みを「見える化」することで、SDG sに関する具体的な取組みを普及させることを目的とします。

あわせて、SDG sの普及を促進することで、持続可能な社会とSDG sの取組みを原動力とした地方創生の実現をめざします。

Q2 登録されるとSDG sの取組みを行っている証明になりますか。

A 「かがわ地方創生SDG s 登録制度」は、県が地域事業者等の取組みを認証するものではなく、SDG sの取組みを実施し、その取組みを自ら発信する地域事業者等を登録する制度です。登録要件を満たす申請者には、県から登録証を交付しますが、県が登録事業者のサービスや商品の品質等を保証するものではありません。

Q3 登録されるとどんなメリットがありますか。

A SDG sに積極的に取り組む登録事業者として、県のホームページ等で対外的にPRします。また、登録証を交付するほか、登録マークを活用したPRが可能となります。さらに、登録事業者は、香川県中小企業BCP策定等支援補助金、香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金及び働き方改革推進助成金において、補助率等の優遇が受けられます。

Q4 登録してSDG sを推進することで期待される効果はどんなことが考えられますか。

A 例えば、企業等のイメージの向上や、人材確保への好影響、組織の活性化、販路・企業間取引の拡大、さまざまなステークホルダーとの連携強化などが考えられます。

### 【申請・登録について】

Q5 申請に手数料や登録料などの費用はかかりますか。

A 本制度への登録は無料です。

Q6 香川県内に事業所を有していませんが、香川県内が営業エリアに含まれている場合や、今後事業所を設立する予定がある場合は申請できますか。

A 申請時点で香川県内に事業所がない場合は申請できません。

Q 7 県外に本社があり、県内に事業所がある場合、事業所名で申請できますか。

A 可能です。申請は、県内にある事業所の名称で行ってください。

Q 8 県内に複数の事業所がありますが、それぞれで申請するのですか、一括で申請するのですか。

A 原則、一括で申請いただきますが、SDGsの取組みが事業所ごとに異なるのであれば、個別の申請でも可能です。

Q 9 個人では申請できますか。また、法人格を有しない任意団体は申請できますか。

A 個人（県内に事業所を有する個人事業主を除く。）では申請できません。また、法人格の有無は問いませんので、任意団体も申請できます。

Q 10 学校が申請する場合は、どのような単位で申請するのですか。

A 「〇〇高等学校」や「〇〇小学校」といった学校単位で申請してください。

Q 11 納税証明書は必要ですか。

A 必要ありません。なお、「登録要件の確認」のチェック欄において記入が必要です。

Q 12 登録を機会にSDGsの取組みを実施する予定ですが、申請可能ですか。

A 申請時点で既にSDGsの取組みを実施し、その取組みをホームページや会社案内等で公表していることが必要です。

Q 13 既にSDGsに向けた取組みを行っており、登録された後に、その取組みを自社のホームページに掲載する予定ですが、申請可能ですか。

A 申請時点で既にSDGsの取組をホームページや会社案内等で公表していることが必要です。「かがわ地方創生SDGs登録制度」は、地域事業者等のSDGsの達成に向けた取組みを「見える化」し、SDGsに関する具体的な取組みを普及させることを目的としていますので、地域事業者等が自ら発信することで、多くの方に伝えることを期待しています。

Q 14 SDGsの取組みを発信する自らのホームページ等は、ブログやFacebookなどでもよいですか。

A できるかぎり、SDGsの継続的な取組みとして恒常的に発信できる媒体で発信するよう努めてください。また、ホームページであっても、「お知らせ」や「新着情報」などの一過性の場所に記載するのではなく、専用ページを設けるなど、SDGsの取組が常時分かるように発信してください。

Q 1 5 登録申請書に記入する数値目標なども自らのホームページに掲載しないといけないのですか。

A SDGsのどのようなゴールに向けて、どのような取組みをしているのかホームページ等で発信いただく必要がありますが、数値目標や進捗状況の掲載までは必須ではありません。

ただし、県が対外的にPRする場合、申請書に記入した数値目標なども公表することとしておりますので、ご承知ください。

Q 1 6 香川県内の事業所で申請しますが、ホームページは本社のものしかありません。

A 本社のホームページに当該事業所で取り組む内容が掲載されていれば構いません。

Q 1 7 申請書について審査はありますか。

A 目標や取組内容等の審査はありませんが、必要事項がすべて記載されているか確認させていただきます。また、記載内容に疑義等が生じた場合は、ヒアリングを実施する場合があります。なお、本制度は「認証制度」ではなく、「登録制度」ですので、ある基準を満たしていなければ登録にならないという性質の制度ではありません。

Q 1 8 申請から登録するまでにどれくらいかかりますか。

A 申請締切後、県で確認を行い、1か月程度（登録の申請の件数によっては、前後する場合があります。）を目安に電子メールにて登録証を交付します。書類の不備や修正等がある場合は、申請書に記入いただいた連絡先に連絡させていただきます。

なお、受付期間中に申請のあった地域事業者等を一括して登録します。

Q 1 9 登録後の進捗管理について、県に報告する理由はなぜですか。

A SDGsの推進を自分事として認識していただくため、登録企業等自らが取組内容や目標の達成状況などの進捗管理を行っていただくもので、県はその状況を確認するものです。

Q 2 0 登録の有効期間が、令和7年度末ですが、更新の際はどのような書類が必要となりますか。

A SDGs達成に向けた取組状況を自己評価する書類及び登録申請時と同様の書類を提出いただく予定ですが、対象者にあらためて更新のご案内をお送りします。

## 【申請書（様式第1号）について】

Q 2 1 会社の業務が多岐にわたる場合、どの業種を記入すればよいですか。

A もっとも主要な事業に近いものを、日本標準産業分類（下記URL参考）をベースに、ひとつ記入してください。どうしても記入できない場合は、「分類不能の産業」としてください。

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)

Q 2 2 会社の「形態」はどれを選択すればよいですか。

A 原則として中小企業基本法に定義される会社は「中小企業」を、それより規模の大きい会社は「大企業」を選択してください。また、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合等は「団体」を選択してください。任意団体等も、「団体」を選択してください。農林漁業、各種士業等で法人を設立せずに自ら独立して事業を行っている方は「個人事業」を選択してください。

Q 2 3 「SDGsの取組み（詳細）」欄の「SDGs達成に向けた取組内容」については、経済・社会・環境の3側面に分けて書かなくてははいけませんか。

A 経済・社会・環境の3側面すべてに関わる取組みを実施していることが登録の要件のひとつになります。経済・社会・環境のうち複数に該当する取組みについては、最も近いと思われる欄に記載してください。

Q 2 4 目標は経済・社会・環境の各側面でそれぞれ必要ですか。また、ひとつの側面で複数の取組みがある場合はどうすればよいですか。

A 経済・社会・環境で各ひとつ以上、目標を記入してください。ひとつの側面で複数の取組みがある場合は、目標はその中からひとつ選んでも、複数でも構いません。

Q 2 5 目標年次はいつにすればよいですか。

A 登録の有効期間は、令和8年3月31日までとしていますので、令和7年度としてください。

Q 2 6 目標は数値目標でなければなりませんか。

A 原則として数値目標としてください。数値目標を設定することで、より自分事として認識し、SDGsに取り組むことができます。

Q 2 7 目標が未達成な場合など、取組みの進捗状況が十分でない場合は、登録が取り消されることがありますか。また、登録が更新できなくなりますか。

A 目標はあくまでも取組みの進捗状況を自己評価するためのものですので、未達成であっても、直ちに登録が取り消されることはありません。また、未達成であっても更新はできます。

ただし、SDGsの達成に資する取組みについて、実態がないと認める場合などは、登録を取り消されることがあります。

Q 2 8 申請書に押印は必要ですか。

A 必要ありません。

Q 2 9 申請書は公開されますか。

A 表面のうち、事業者名と所在地、形態（企業の場合は、業種も）、ホームページURLと、裏面のうち、SDGsの取組み（概要）、SDGsの取組み（詳細）について、県のホームページで公開する予定です。

#### 【SDGs達成に向けた具体的な取組チェックリスト（様式第2号）について】

Q 3 0 「具体的な取組み」欄には、申請時点において取り組んでいないものの、これから取り組もうとしている内容を記入してもいいですか。

A 申請時点で既にSDGsの取組みを実施している内容を記入してください。

なお、「取組レベル」の「基本」の項目のすべてに「具体的な取組み」を記載し、申請時点で実施していることが登録の必須条件となります。

Q 3 1 「取組レベル」の「基本」と「チャレンジ」の違いを教えてください。

A 「基本」は、企業規模問わずSDGsの観点で市場から期待される項目として基礎的な内容、「チャレンジ」は、必須項目レベルではないものの取組みが推奨される内容としています。なお、「チャレンジ」項目については、記入は任意となります。

また、業種・業態等により全く該当しない場合は、「非該当」欄にチェックし、「具体的な取組み」欄に該当しない理由を記載してください。

Q 3 2 「取組レベル」の「基本」と「チャレンジ」を変更してもいいですか。

A 「基本」と「チャレンジ」の項目設定は、県で行っており、変更することはできません。

Q 3 3 「主なSDG s (17 ゴールと 169 ターゲット) 関連項目」は、何を意味しているのですか。

A 実施する取り組みが、17 のゴール及び 169 のターゲットのうち、どの項目の達成に貢献するものなのかを知っていただくために、例示として記載しています。

Q 3 4 「主なSDG s (17 ゴールと 169 ターゲット) 関連項目」に記載されている数字は何を意味しますか。

A 例えば、「8」であれば、当該項目の取り組みを進めることで、17 のゴールのうち、ゴール 8 「働きがいも経済成長も」の達成に向けて貢献できることを意味します。

また、「8. 6」の場合は、ゴール 8 のうち、さらに細分化された目標 (ターゲット) の達成に貢献できることを意味します。

Q 3 5 「主なSDG s (17 ゴールと 169 ターゲット) 関連項目」に記載されている数字は変えてもいいですか。

A 変えていただいてもかまいません。

あくまで、標準的なゴールとターゲット番号を記載しているため、記入いただいた取組内容によっては、他のゴールにも貢献する場合などもあると考えられます。

### 【その他】

Q 3 6 郵送や持参で申請書を提出できますか。

A 申請書は電子メールで提出してください。なお、添付資料として会社案内等を提出される場合にも、データ化のうえ、電子メールで提出してください。なお、電子メールでの申請に係る通信料は申請者負担となります。

Q 3 7 登録後に取組内容や目標を変更できますか。

A 登録内容変更届 (様式第 4 号) を提出することにより、変更できます。

Q 3 8 「かがわ地方創生SDG s 登録制度」に登録されていませんが、登録マークを使用することはできますか。

A できません。

Q 3 9 交付された登録証は、社内で掲示したり、自らのホームページで公開したりしてもよいですか。

A SDG s の取組みを県内に広げるため、積極的に社内での掲示やホームページ等での公開等を行っていただきますようお願いいたします。ただし、別に示す使用要領に反する加工等を行わないでください。

Q 4 0 登録の募集は、今後も行いますか。

A 今後も一定期間を設けて、募集を行う予定です。詳細が決まりましたら都度、ホームページ等でお知らせします。

※このQ&Aは、随時更新します。